

資料3. 学校への依頼文書

京都府内へ修学旅行等でお越しの学校長様

京都府では、食物アレルギーのある子どもに安心して、京都への修学旅行等の校外活動（以下「修学旅行等」という）を楽しんでもらうため、食物アレルギー専門医、宿泊施設、食事提供施設、旅行会社、NPO患者団体、行政等で構成する「食物アレルギーの子 京都おこしやすプロジェクト会議」において、京都府内へ修学旅行等でお越しになる際に利用される宿泊施設、食事提供施設（以下「宿泊施設等」という）における食物アレルギー対応食を提供する取組を進め、京都府内の宿泊施設等を御利用いただくにあたり、食物アレルギーのある子どもの状況を記入いただくための、食物アレルギー事前調査票を作成いたしました。

この調査票は、事前に保護者の方に食物アレルギーの情報を御記入いただき、宿泊施設・食事提供施設・学校・旅行会社が情報を共有することにより、京都府内の宿泊施設等を利用される食物アレルギーのある子どもに、宿泊施設等で食事を安全に提供することを目的として活用させていただきます。

つきましては、貴校におかれましても趣旨について御理解いただき、京都府の宿泊施設等を御利用の場合、下記により調査票の活用について御協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

- 学校の健康調査で把握している食物アレルギーのある子どもの保護者に事前調査票を配付し、記載上の留意事項をよく確認の上、記載していただくよう、御指導をお願いします。（食物アレルギーのある子どもが把握できていない場合等は、状況に応じて全員に配付して下さい。）
- 該当する子どもの事前調査票を収集し、修学旅行等の出発の1か月前までに、宿泊施設に原本を、食事提供施設、旅行会社に写しをお渡しください。（複数の宿泊施設を利用する場合は、先に利用する施設に原本、後に利用する施設に写しをお渡しください。）
- 記載いただいた内容に基づき、宿泊施設等においては安全な食事の調理・盛りつけに努めますので、配膳時の確認等、誤食予防に御協力いただきますようお願いします。
- 調査票に基づき、必要に応じて宿泊施設等から、学校・保護者にアレルギー対応に関する御相談を個別にさせていただく場合がありますので、御承知ください。
- 調査票は、宿泊施設等で1か月間保管し、その後は廃棄処分します。旅行会社では、旅行終了後、速やかに破棄処分します。
- 本取組は、京都府での取組であるため、京都府内の宿泊施設等のみが対象となりますので、御留意ください。

食物アレルギーの子 京都おこしやすプロジェクト
事務局：京都府健康福祉部健康対策課
TEL：075-414-4724